

大阪市職員共済組合貸付規程実施細則

(昭和43年4月1日制定)

最近改正 令和2年2月1日

(目的)

第1条 この細則は、大阪市職員共済組合貸付規程（以下「規程」という。）第18条の規定に基づき、貸付事業の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(宅地購入の範囲)

第2条 規程第2条第2項に規定する「宅地購入」の範囲は次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及びこれらに準ずる公益法人の行う分譲地を購入する場合
- (2) 前号以外の宅地については、330平方メートル以下の宅地を購入する場合
- (3) 地目が農地である土地については、農地転用許可（農地法第5条第1項の規定による都道府県知事等の許可）済後のもののみを対象とする。

(増改築等の対象)

第3条 貸付金の貸付の対象となる増改築又は修理は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 申込人が所有し、かつ居住する住宅
- (2) 申込人が親又は配偶者の所有する住宅に同居する場合において、その住宅について増改築又は修理をする必要があると認められる場合
- (3) その他、申込人が居住する住宅で理事長が特に必要と認めた場合

(増改築等の範囲)

第4条 規程第2条第2項に規定する増築、改築又は修理の範囲は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 増築の場合

- ア 既存建物と接続し、1室以上の居室を増築するとき
- イ 既存建物と別棟で、1室以上の居室を増築するとき
- ウ その他、必要と認められる工事。ただし、住宅設備機器、造園工事は除く

(2) 改築の場合

- ア 既存建物の一部を除却し、規模構造が当該除却に係る部分と同一のものを建てる時
- イ その他、必要と認められる工事。ただし、住宅設備機器、造園工事は除く

(3) 修理の場合

- ア 建物の壁、柱、床、はり、屋根（以下「主要構造部」という。）の1種以上について修理するとき
- イ 建物の主要構造部の1種以上の模様替えをする時
- ウ 浴室、縁側及び雨戸の増設並びに水洗便所の新設
- エ その他、必要と認められる工事。ただし、住宅設備機器、造園工事は除く

(災害貸付の対象)

第5条 規程第2条第3項に規定する災害貸付は、災害に係る復旧のため、組合員が自ら居住する住

宅を新築し、増築し、改築し、修理し若しくは購入し又は宅地、敷地を購入する資金として貸付けるものとする。ただし、一災害に係る災害貸付は、1回限りとする。

(介護住宅貸付の対象等)

第6条 規程第2条第4項に規定する介護住宅貸付金の貸付の対象となる要介護者等に配慮した構造を有する住宅（在宅介護対応住宅）の範囲は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 段差の解消・軽減（居室、玄関等）
- (2) 手すりの設置（玄関、廊下等）
- (3) 車椅子利用に配慮した幅員拡張（廊下、出入口、居室構造等）
- (4) 車椅子対応住宅用機器（洗面台、流し台等）
- (5) 洋式で広いトイレ
- (6) 入浴しやすい浴槽（手すり、ベンチ等）
- (7) 強固な床、滑りにくい床や階段
- (8) 手すり等が将来設置可能な下地補強
- (9) リフト、ホームエレベーター、階段昇降機、スロープ
- (10) その他、理事長が特に認めた場合

(貸付資格)

第7条 規程第3条ただし書に規定する貸付を不相当とする基準は次のとおりとする。

- (1) 他の組合の組合員期間を合算することにより組合員期間3年以上となる者のうち、特に人事上の要請により組合の組合員となり、その者が前に属していた地方公共団体又は国と大阪市又は一部事務組合との間に退職手当が通算されるもの以外の者
- (2) 規程に違反した事実のある者
- (3) 組合員資格の喪失までに所定の手続きを完了する見込みのない者
- (4) 給料その他の給与が差押えられ又はその一部の支給を停止されている者

2 規程第3条第3項ただし書に規定する貸付を受ける者は、直近の貸付日から当該貸付日まで3年間を経過していなければならない。ただし、災害貸付を受ける場合又は理事長が認めた場合はこの限りではない。

(貸付申込)

第8条 規程第6条に規定する申込人は、借受希望月の前月20日までに（高額医療貸付及び出産貸付を除く）、貸付金申込書に次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を添付して組合に提出しなければならない。

- (1) 住宅新築の場合
 - ア 工事請負契約書
 - イ 建築確認通知書（建築確認を要しない地域にあっては工事施工者の着手証明書）
 - ウ 土地登記簿謄本（借地の場合は土地使用同意書、購入予定地の場合は売買契約又は売買予約を証明する書類を添付すること。）
 - エ 着工届
 - オ 借用証書

カ 印鑑登録証明書

(2) 住宅購入の場合

ア 売買契約書又は売買予約を証明する書類

イ 土地登記簿謄本（借地の場合は土地使用同意書を添付すること。）

ウ 家屋登記簿謄本（既存家屋の場合）

エ 借用証書

オ 印鑑登録証明書

(3) 宅地、敷地購入の場合

ア 売買契約書又は売買予約を証明する書類

イ 土地登記簿謄本

ウ 家屋登記簿謄本（敷地購入の場合）

エ 住民票記載事項証明（敷地購入の場合）

オ 借用証書

カ 印鑑登録証明書

(4) 増改築・修理の場合（宅地、敷地の修復を含む）

ア 工事請負契約書

イ 工事内容及び金額を確認できる書類

ウ 家屋登記簿謄本

エ 工事同意書（自己所有家屋でない場合）

オ 着工届

カ 住民票記載事項証明

キ 借用証書

ク 印鑑登録証明書

(5) 災害貸付の場合

ア 前各号に定める書類

イ 被災証明書等

(6) 介護住宅貸付の場合

ア 第1号から第4号に定める書類（住宅貸付又は災害貸付と同時に申込みをした場合は借用証書及び印鑑登録証明書を除いて省略できる）

イ 介護住宅見積（証明）書

ウ 介護住宅貸付申込理由書

(7) 高額医療貸付の場合

ア 保険医療機関等の発行する請求書又は領収書

イ 申請者が市町村民税を課されない者又は生活保護法の要保護者であるときはその旨が明らかになる書類

(8) 出産貸付の場合

ア 規程第3条第4項第1号に掲げる者については、母子保健法（昭和40年法律第141号）

第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳（以下「母子健康手帳」という。）の写し又は他出産予定日まで2月以内であることを証明する書類

イ 規程第3条第4項第2号に掲げる者については、母子健康手帳の写しその他妊娠4月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳のある請求書又は領収書

(9) 規程第17条の規定により貸付を受ける場合

ア 前の共済組合の融資証明書

イ 登記簿謄本

ウ 借用証書

エ 印鑑登録証明書

(10) その他理事長が必要であると認めた書類

2 前項の場合において、申込人は売買契約書、工事請負契約書、工事内容及び金額を確認できる書類、売買予約を証明する書類及び建築確認通知書については、所属所において原本照合のうえ、その写しを組合に提出しなければならない。

3 申込人は、理事長が必要と認める場合は、第1項の申込書を所属所長に提出することができる。

4 所属所長は、前項の規定により受理した申込書の記載事項等に不備がないことを認めたときは、速やかに組合に送付しなければならない。

5 組合は、正当な理由がなく、借受希望月の前月末までに申込人から第1項の書類の提出がないときは、申込みを取消することができる。

(貸付の決定)

第9条 組合は、前条第1項の書類の提出があったときは、書類審査及び現地調査（高額医療貸付及び出産貸付は現地調査は行なわない。）を行う。ただし、現地において確認が困難な場合は、写真の提出をもって代えることができる。また、必要がないと認められるときは、現地調査を行わない。

貸付の決定は申込人にその旨を通知するものとする。ただし、組合は、必要と認める場合は、所属所長を経由して通知することができる。

2 組合は、貸付を決定するにあたり、申込人が多数のときは抽せんを行うことがある。

(団体信用生命保険)

第10条 申込人が、規程第9条第1項に規定する団体信用生命保険の適用を受けるには、団体信用生命保険事業加入申込書兼告知書を提出しなければならない。

(完了届)

第11条 借受人は、貸付金（高額医療貸付及び出産貸付を除く。）を借受けた後、住宅の新築の場合にあっては6月以内に工事を完了し、住宅、宅地又は敷地の購入の場合にあっては2月以内に、当該借受人を所有権者とする登記を行い、完了届に当該登記簿謄本（住宅購入において、その敷地を同時に購入したときは土地の登記簿謄本を含む。）を添付して組合に提出しなければならない。

増改築・修理の場合にあっては、2月以内に工事を完了し、完了届に工事完了報告書を添付して組合に提出しなければならない。

2 規程第2条第4項の規定により貸付を受けた借受人は、前項に掲げる書類を提出するときに、併

せて介護住宅貸付の対象箇所の写真を組合に提出しなければならない。

- 3 組合員が、3親等内の親族（同居予定の婚約者を含む。）と同一物件を共同して取得した場合には、当該物件に共有の所有権登記をすることができる。
- 4 規程第11条の規定により建築に着手したものは、その後6月以内に工事を完了し、借受人名義の登記簿謄本を組合に提出しなければならない。
- 5 規程第4条第1項第1号イ及び第2号の規定により貸付を受けた借受人の宅地に、3親等内の親族（同居予定の婚約者を含む。）が住宅を新築する場合は第1項及び前項の規定にかかわらず、当該物件に共有の所有権登記をすることができる。

（返済手続）

第12条 借受人（高額医療貸付及び出産貸付を除く。）の給与支給機関は、毎月給料支給日に借受人の給料、その他の給与から当月の返済金及び団体信用生命保険の適用を受けるための費用（以下、「特約保険料」という。）を控除し、借受人に代わってこれを組合に払込むものとする。

- 2 借受人は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより前項の控除をすることができないときは、当月末日までに返済金及び特約保険料を組合に払込まなければならない。
- 3 前2項の返済金に係る規定は、規程第12条第1項第2号に規定する期末手当等による償還について準用する。この場合において第1項中「毎月給料支給日に借受人の給料、その他の給与」とあるのは「期末手当等支給日に借受人の期末手当等」と、前項中「給料その他の給与」とあるのは「期末手当等」と読み替えるものとする。
- 4 借受人が規程12条第6項第1号又は第2号に該当する場合、借受人の給与支払機関は、退職手当等支給日に退職手当等から貸付金の残額及び利息並びに特約保険料を控除し、借受人に代わってこれを組合に払込むものとする。この場合において、退職日の属する月の翌月から退職手当等支給日の属する月までの期間に係る利息は、退職日における貸付金の利率に基づき算出する。
- 5 理事長は、高額医療貸付金の償還については、借受人に当該貸付に係る高額療養費が支給されるときに、当該高額療養を支給する額から当該貸付に係る償還額に相当する金額を控除することとし、当該金額を持って借受人からの償還があったものとする。この場合において、借受人は、当該高額療養費が当該償還額より少ないときは、その差額に相当する額を理事長が発行する納付書により払い込むものとする。
- 6 理事長は、出産貸付金の償還については、借受人に当該貸付に係る出産費等が支給されるときに、当該出産費等を支給する額から当該貸付に係る償還額に相当する額を控除することとし、当該金額を持って借受人からの償還があったものとする。この場合において、借受人は、当該出産費等が当該償還額より少ないときは、その差額に相当する額を理事長が発行する納付書により払い込むものとする。

（返済の特例）

第13条 住宅貸付の借受人が規程第3条第3項（第5項に規定する場合を除く。）により住宅貸付を受ける場合で、旧貸付金について規程第12条第1項第1号に掲げる方法により返済しているときは、新貸付金の貸付日の属する月の末日における旧貸付金の元金残額と新貸付金との合算額を新たな貸付金額とみなし、規程第12条第1項第1号又は第2号に掲げる方法により返済することができる。

ただし、複数の旧貸付金を償還中の場合においては、直近の旧貸付金の元金残額のみを合算の対象とする。

- 2 前項の場合において、旧貸付金の償還は終了したものとみなす。
- 3 住宅貸付の借受人が規程第3条第3項（第5項に規定する場合を除く。）により住宅貸付を受ける場合で旧貸付金について規程第12条第1項第2号に掲げる方法により返済しているときは、新貸付金の貸付日の属する月の末日における旧貸付金の月賦償還部分の元金残額と新貸付金との合算額を新たな月賦償還総額とみなし、規程第12条第1項第2号に掲げる方法により返済することができる。ただし、複数の旧貸付金を償還中の場合においては、直近の旧貸付金の月賦償還部分の元金残額のみを合算の対象とする。
- 4 前項の場合において、旧貸付金の月賦償還部分の償還は終了したものとみなす。
- 5 規程第3条第3項による借受人のうち、直近の貸付目的物件と異なる物件について貸付を受ける場合においては、貸付を受けようとするまでに貸付金の残額を利息とともに返済しなければならない。ただし、新貸付金の額が新貸付金の貸付日の属する月の末日における旧貸付金の残額及び利息の合計額以上である場合において、新貸付金と旧貸付金の残額及び利息を相殺するときは、この限りでない。

附 則

この細則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、昭和46年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第9条第1項、第2項及び第4項の規定は、施行日以後の貸付に係る増築又は登記について適用し、同日前の貸付に係る増築又は登記については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和48年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、昭和55年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の第6条、第7条、第8条及び第11条第2項の規定は、施行日以降の申込人より適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、昭和56年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込にかかると申込人については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、昭和59年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の細則第5条、第6条、第8条及び第10条の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込にかかると申込人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 大阪市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程（昭和60年4月1日施行）の附則第3項の規定により、借受人が返済方法を変更する場合には、変更する当月末日における貸付金の残額を、期末手当等による償還分と月賦償還分とに振り分けるものとする。この場合規程別表第1月賦償還表の適用については、貸付金の残額から期末手当等による償還分の額を差し引いた額（以下「月賦償還残額」という。）に10万円を加えた額（10万円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）を貸付金として同表を適用する。
- 3 前項後段の規定により別表第1月賦償還表を適用する場合には、借受人は、月賦償還残額を越えない範囲で直近の同表に定める元金残に対応する返済期別まで既に返済したものとみなす。この場合において、当該借受人は、月賦償還残額と当該元金残との差額を変更する当月末日までに返済しなければならない。

附 則

この細則は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第4条及び第8条の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込にかかる申込人については、なお従前の例による。
- 改正後の第11条の規定は、施行日以後の借受人について適用し、同日前の貸付にかかる借受人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この細則は、平成9年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- この細則による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程実施細則の第8条、第9条及び第13条の規定は、施行日以後の借受人について適用し、同日前の貸付に係る借受人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この細則は、平成11年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- この細則による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程実施細則の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込に係る申込人については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年2月21日から施行する。ただし、第7条に1項を加える改正規定、第11条に1項を加える改正規定及び第11条の次に1条を加える改正規定については、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年2月1日から施行する。